



第 270 号



- 第58回定時総会 社団法人として最後の総会で平成25年度事業計画・予算案を承認
- 平成25年度優良性基準適合認定証授与式 86社が認定
- 振興センター研修会 排出事業者を対象にした研修会が開催される
- 環境配慮契約法 基本方針の変更について、閣議決定



社団法人 **東京産業廃棄物協会**

有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。

これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推進しています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



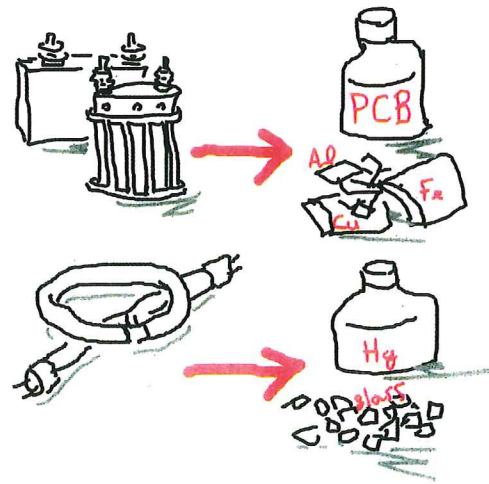
2011年度資源循環業(積替え保管を除く)中核処理業 優良産廃処理業者認定制度
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0083 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

BSI, ISO 14001, JACIS, JAB, etc.



技術です
キケンなゴミを資源に戻す



有害な物質を含む、廃棄物。ゼロ・ジャパンの技術は、それを資源に戻すためにあります。廃棄物を沸点の差を利用して、ひとつひとつの素材に分離。資源として取り出しています。世界最新の真空加熱リサイクルング-VTR技術。すべての工程で空気に触れない、安全、確実な技術を提供しています。ゴミを出さない、ゴミを資源に換える仕事、ゼロ・ジャパン。

究極のリサイクルの、名前です。
ゼロ・ジャパン株式会社
MATSUDA SANGYO GROUP

本社:東京都新宿区西新宿1-26-2 新宿野村ビル TEL 03-5381-1233 FAX03-3345-0995 info@zero-japan.co.jp http://www.zero-japan.co.jp

[第58回定時総会] 平成25年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決	2
[制度の動き] 自走式機械設備の耐用年数の短縮 17年⇒8年	9
[(公社)東京都環境公社主催] 平成24年度優良性基準適合認定証授与式が開催される	10
[(公財)日本産業廃棄物処理振興センター主催] 今年度より新たに開催 「排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会(基礎コース)」	14
環境配慮契約法の基本方針の変更について、閣議決定	16
東京都BCP策定支援事業	24
***** 委員会報告(青年部、建設廃棄物委員会)	25
協会の主な今後の日程	26
地球温暖化対策 消えゆく世界の巨大樹木～植物の長寿の秘密と気候変動～	27
講師余談	28
会員情報	30
新入会員紹介	31
事務局だより・編集後記	32
表紙の言葉	31

第58回定時総会

平成25年度の事業計画案と予算案を満場一致で承認可決



(社)東京産業廃棄物協会は、平成25年1月25日(金)16時30分から青山ダイヤモンドホール(東京都港区北青山)に於いて第58回定時総会を開き、平成25年度事業計画案と予算案をいずれも満場一致で承認可決した。なお、本総会は社団法人として最後の総会となった。総会終了後は賀詞交歓会が盛大に開かれた。

五十嵐常任理事の開会宣言で総会が開始された。司会者の井野事務局長より、本日現在の正会員数577名に対し、本日の出席者93名、委任状による表決数303名の計396名となり、出席率は68.6%で正会員数の過半数を超えており本総会は有効に成立しているとの報告があった。

審議に先立ち、高橋会長が「今年の決算総会において2期目の会長に再任されて以降、災害廃棄物の広域処理支援、再生砕石問題、放射性廃棄物問題、政党要望、産業廃棄物と環境を考える全国大会の東京での開催等、多くの課題に取り組んでまいりましたが、この間皆さま方には一方ならぬご支援ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

平成25年度の事業計画及び予算案では、適正処理の推進を基本としつつ、制度改革、災害廃棄物や放射性廃棄物問題、首都圏直下型地震対応等の課題や随時発生する諸問題に対処するとともに会員サービス改善等を進めていく内容となっています。活発なご議論と円滑な議事進行にご協力をお願い申し上げます。このような形で予算総会を開催するのは本日が最後となり、来年度からは一般社団法人東京都産業廃棄物協会として総会は5月の決算総会のみで開催となります。なお、賀詞交歓会は従来どおり1月下旬に開催してまいります。また、4月に無事新法人に移行しましたら、事業計画及び予算は、再度同じものを最初の理事会で承認

する手続きを踏むこととなりますのでご了承ください。最後の社団法人東京産業廃棄物協会の総会にご協力をお願い申し上げます。」と挨拶した。

続いて、赤石副会長が議長に就任し、比留間久仁男氏・鈴木宏和氏の2名を議事録署名人に指名し、議案審議に入った。古川専務理事が平成25年度事業計画案及び予算案について詳細に説明し議場に諮った結果、満場一致で承認可決された。



総会終了後、18時から五十嵐常任理事の司会で賀詞交歓会が開催された。まず高橋会長が、第58回定時総会に司会の五十嵐常任理事 おいて平成25年度事業計画ならびに予算が承認されたことへの謝辞、来賓への感謝を述べた後、次とおり挨拶した。

「去年は、欧州債務危機が収束しない中、デフレと円高、景気の低迷が続きました。また、原発事故の影響も重なり、東日本大震災の復旧・復興が、思うようには進みませんでした。その中で、放射性物質汚染対処特別措置法が施行されましたが、風評の影響は強く、関係者は苦労を強いられました。また、他の業界団体からの相談にも苦労しましたが、東京都には指定廃棄物問題について、真摯に対応していただきました。災害廃棄物の広域処理支援については、東京都は積極的姿勢を堅持され、私どもは、受入処理について引き続き協力し、各方面から高く評価される仕事を行うことができました。また、一昨年に引き続き研修視察と



高橋会長

して東北の被災地を訪れるとともに、会員の気持ちとして、震災孤児奨学金への寄付もさせていただきます。

高橋会長 今年の10月には、私どもの全国連合会が中心となって取り組む「産業廃棄物と環境を考える全国大会」が9年ぶりに東京で行われ、私も東京都の木村部長とともにパネル討論に参加し、今後の災害廃棄物処理のあり方について提案をいたしました。また、イベントとして、東京の女性部が中心となって「e-Lady21のつどい」が開催され、好評を博しました。去年は、関越自動車道での高速ツアーバスの事故、利根川水系のホルムアルデヒド騒音など、私どもとしても、運行管理や廃棄物に関する情報の取扱いについて、注意を喚起すべき問題もありました。

迎えました平成25年は、先の総選挙の結果、自公連立の安倍新政権が誕生し、経済再生への取組の開始をもって明けました。また、猪瀬・新都知事が誕生し、年明けから東京オリンピック招致の動きが活発化するなど、期待の持てる年を迎えたところでございます。本年は、平成22年の法改正からすでに3年がたち、法制度上の積み残してきた問題や新たな課題について、取組を開始すべき時期を迎えております。活発化しております各委員会の力を結集し、新たな改正に向け、具体的な提案が出来るよう、調査・検討を進めてまいります。適正処理の確保と処理業者の優良化の推進も大きな課題であり、そのためには、処理業者のレベル

アップに向けた継続的な取組が必要であります。このため協会では、処理業者向け講習会を、都からの受託事業として今年も実施してまいります。今回は、経験の浅い方々のために入門コースを中心に実施いたします。テキスト作成など東京都環境公社の協力も得ながら、準備をすすめております。また、適正処理の確保のためには、排出事業者の方々の、排出者責任のきちんとした理解が欠かせません。25年度には、環境公社において排出事業者向け講習会を計画されておりますので、排出事業者の方々に参加していただけるよう、協会としても、積極的に協力してまいります。

今年の四月からは、環境配慮契約法の基本方針に廃棄物処理契約が含まれる予定です。優良な業者でなければ入札に参加出来ないようにしようとするものです。これは国の制度ですが、各地方自治体、さらには民間事業者へと波及すると思われれます。東京都内での導入については、積極的に対応していきたいと考えております。災害廃棄物の広域処理については、4月には岩手県陸前高田市及び釜石市からの受入が始まります。協会及び協会員は、引き続き積極的に協力してまいります。また、想定される首都圏直下型地震に伴う大量の災害廃棄物の処理について、東京都と連携して、有効な対応策等の検討を進めたいと考えております。4月には、すでに認可の答申をいただいております新法人への移行を行い、名称も一般社団法人 東京都産業廃棄物協会と新たに「都」の文字が加わります。適正処理の確保と資源循環の推進のため、何

事も東京都と連携協力のうえ進めていくことなど、協会の目指すことに、なんら変更はございませんので、引き続き宜しくお願いします。

今年は「癸巳」^{みずのとみ}の年であります。その意味は、「自らの拠りどころとする基準や進むべき道を見定め、新たな取組を始める」ことだそうです。皆さまの拠り所となる協会を目指し、会員の数と活動の増強に努めて行きたいものです。協会では、会員サービスの向上に努めるとともに、会員の声を集約し、関係方面への要望活動を強化するなど、組織の活性化に努めてまいりますので、皆さま方の一層のご協力をお願い致します。最後に、ご参会の皆様、今年一年のご健勝とご多幸をお祈り申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。」



廣木課長

続いて、ご出席の来賓の方々の紹介があり、来賓の中から環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課・廣木雅史課長、当協会顧問の東京都議会議員・藤井一議員、神林茂議員、山崎一輝議員、東京都環境局・大野輝之局長、(公社)全国産業廃棄物連合会・石井邦夫会長より次のとおり挨拶を頂戴した。

廣木課長は、「さきほど高橋会長からお話がありましたように、産業廃棄物業界を取り巻く状況には厳しいものがあります。昨年暮れの総選挙の結果、環境省は石原伸晃大臣・井上信治副大臣を迎え、産業廃棄物行政も新たな一歩を踏み出しました。東京都と手を携え、東京産業廃

棄物協会の皆さまの総力を結集していただき、環境・廃棄物行政について新たな展開をしていきたいと考えています。」

山崎議員は、「私は今回初めて協会の顧問という大変な重責を仰せつかりました。皆さまと一緒に環境都市東京を作っていく意気込みで頑張っ



左から藤井議員、山崎議員、神林議員

て宜しくご指導ください。東日本大震災の災害廃棄物については、東京都がいち早く被災地のがれきを受け入れ、それを東京産業廃棄物協会の皆さまがしっかりと支えていただいていることに心から感謝申し上げます。」

藤井議員は、「昨年暮れの衆議院選挙では皆さまのご協力、ご支援を頂き、政権交代して自民・公明の新政権が発足しました。今年は新政権によって、日本の景気、経済を良くしていく年にしなければなりません。皆さまのご期待に応えてまいりたいと考えています。今年の課題は3つです。第一は、大震災の復興を1日も早く進めることです。いまだに全国で32万人が避難生活を余儀なくされています。今年一年、被災者支援に取り組んでまいります。第二は、日本の経済、景気の回復です。政権が変わったことにより円安・株高の兆候が既に出ています。今年早く景気を良くするための具体的な

対策にしっかりと取り組んでまいります。第三は、高橋会長のお話にもありましたが、2020年の東京オリンピック招致を実現することです。実現すれば、一つは、大震災から復興した姿を全世界の方に見ていただくオリンピックにしたいと考えています。そのために被災地を聖火ランナーが走る、あるいは宮城県でサッカーの試合を行うといったことも計画しています。また、オリンピックを実施すると経済波及効果は約3兆円、新たな雇用が15万人とも言われています。景気を浮揚し日本を元気にするオリンピックの実現に向けて、是非皆さまのご協力をお願いします。また、先ほど山崎議員のお話にありましたように、大震災の復興には当協会の皆さまが高橋会長を中心に大きな貢献をしていただいています。全国で広域処理されたがれき18万トンのうち、約4割の7万2千トンが東京での受入で、東京は広域処理の中心的役割をはたしています。この結果、被災地では仮置場が片付き、そのあとに水揚げした魚の冷蔵冷凍施設ができるなど、当協会と都が連携した取組は被災地において高く評価されています。来年度も陸前高田市、釜石市のがれき処理について何卒ご協力をお願い申し上げます。一昨日、24年度優良性基準適合認定証授与式が開催されたと聞きました。認定を受けた86社の皆さまおめでとうございます。排出事業者が処理業者を決定する際、法律に定められた以上の取組やCSRの取組を推進している優良な処理業者が選ばれるようにすることが重要です。都においても、都の契約部署や民間の排出事業者団体に向けて認定

業者の活用を積極的に働きかけていると聞いています。会員の皆さまにおかれましてもこうした制度を積極的に活用し、皆さまの会社のビジネスを発展させていく良い機会にさせていただきたいと思えます。最後に、高橋会長を中心に当協会の益々のご発展と皆さま方のご商売のご繁盛をお祈り申し上げ、私からのご挨拶とさせていただきます。」

続いて神林議員から、「皆さま、あけましておめでとうございます。藤井議員からたっぷりお話がありました。我々は皆さまのご要望に対してしっかりと頑張りますことをお誓いし、皆さまの益々のご活躍をお祈りして挨拶にかえさせていただきます。」と祝辞をいただいた。

次に大野局長は、「協会の皆さまには日頃から都環境行政に特段のご理解とご協力をいただき改めて御礼申し上げます。



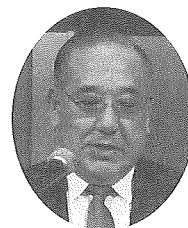
大野局長

今、藤井議員からお話がありましたが、被災地からの災害廃棄物については今年度までに東京都全体で10万トンの受入がありますが、このうち産業廃棄物処理業者の皆さまには7万トン进行处理いただくことになっています。皆さまのご協力により被災地支援が順調に進んでいることについて改めて御礼申し上げます。また、本年4月からは陸前高田市と釜石市の混合廃棄物の処理依頼をすでに受けていますので、引き続き皆さま方のご協力をお願いしたいと思います。さて、先週の金曜日に東京都の平成25年度予算原案が発表されました。これから都議会でご審議いただくわ

けですが、厳しい財政状況の中、環境局は積極的に環境都市、資源循環型都市を作っていくということで、前年度比15.1%増という思い切った予算要求をしました。資源循環型社会の構築に向け、新たな施策展開に踏み出す時と考えています。いくつか申し上げますと、3R施策の展開では、4月に施行される小型家電リサイクル法を活用し、使用済小型電子機器等を効率的・効果的に回収する取組を支援していきます。適正処理の推進については、本年締結が予定されている水銀条約を踏まえつつ、引き続き水銀使用製品について代替エネルギーへの転換、水銀使用量の削減、廃棄時の回収及び適正処理等への取組を進めてまいります。静脈技術の発展については、処理業者の皆さまのレベルアップを目的とした健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会を実施します。また、廃棄物の適正処理・リサイクルを推進していくためには皆さまのご協力とともに排出事業者自体の理解と協力が必要です。このため、排出事業者に対しては、東京都環境公社と協働して講習会の実施に向けて検討を進めており、排出者責任の履行の徹底や第三者評価を得た優良な処理業者を活用するよう積極的に働きかけてまいります。今後とも皆さまと十分に連携をはかりながら、東京の実情に応じた施策を実現してまいりますので、引き続きご理解・ご協力をお願いします。」

石井会長は「我々業界を取り巻く事業環境をみますと、経済不況による廃棄物発生量の減少、異業種からの参入による競争の激化等、依然として厳しい状況が

続く中、それぞれの企業がいかに対処していくかが益々重要になってくるものと考えております。このような折、国におかれましては優良な産廃処理業者の積極的な育成と循環型社会や低炭素社会を実現するための施策が強化されつつあり、今後ともその動きは加速されると思います。このような動きを踏まえ、本年は我々連合会の目的に掲げております持続可能な循環型社会形成等の公益の増進に一層取り組み、その目的の達成のために適正処理、地球温暖化対策、人材及び優良業者の育成の3つを柱として各種の事業を展開するとともに、国に対しては、優良産業廃棄物業者の認定制度における常時申請の実現に向けての働きかけや、本年4月に実施が見込まれている環境配慮契約法の見直しに関する国の施策への、引き続きの対応等を行ってまいり次第です。加えまして、改正廃棄物処理法の施行状況を踏まえ、来るべき次の法改正を睨んだ準備に着手しつつ、大震災の教訓を活かし、これからの災害廃棄物のあり方についても議論していきたいと考えています。昨年、災害廃棄物の広域処理については東京都、東京産業廃棄物協会がいち早く協力されたにもかかわらず、全国的には思うように波及しませんでした。このことについては、昨年10月に開催された「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」のパネル討論会においても、当日パネリストを務められた方々の議論により、今後のひとつの方向性が示されたのでは



石井会長

ないかと思えます。今後とも大規模な災害が想定される中で、適切な対応ができるよう今から備えていく必要があります。また、放射性物質汚染対処特措法の施行後、整合性の面から環境基本法の放射性物質による環境汚染の防止措置を原子力基本法等にまかせる規程が削除されましたが、この流れから今年は個別の環境法についてもそれぞれの改正が検討されることになっております。このようなとき、我々業界は法改正の時期を迎えたといっても過言ではありません。今、東京産業廃棄物協会でも議論されていると聞いていますが、その議論をもっと高めていただき、貴協会から全国産業廃棄物連合会を通じて提言をしてまいりたく思っています。この他、我が国の日系静脈メジャーの育成・海外展開促進事業に見られるように、海外展開等も重要な課題です。アジア等においては資源の有効な回収、活用、又は残渣の処理等に関し、我々が各地の持続可能な発展のために資する分野が多く存在するものと思われまます。我々が出向こうとしている国や地域において、各関係主体を巻き込んだコーポラティブな社会システムを共に構築するぐらいまで、同事業を推進させることを政府に期待したいものです。連合会としては、これらの課題に取り組み、我が国の循環型社会の形成と産廃処理業の発展に向け一層の貢献を果たしてまいりたいと考えています。今年も皆さま方のご指導ご鞭撻をいただければ幸いです。最後になりましたが、この一年が皆さまにとりすばらしい年でありますようお祈り申し上げます、新年の挨拶とさせていただきます

ます。」



樋口理事長

続いて乾杯の音頭を（公社）産業廃棄物処理事業振興財団・樋口成彬理事長にお願いした。樋口理事長は、「災害廃棄物の処理を通じて静脈産業と産業廃棄物処理業が社会インフラの整備にとって非常に大切であると認識されたのではないかと思います。これからも皆さまと共に頑張っていきたいと思っています。私も財団は昨年公益財団に移行し、12月には設立20周年を

迎えました。この20周年を契機に新しいスタートラインに立ち、これまでの事業に加え、公益に資する新しい事業を海外も視野に入れて是非頑張っていきたいと思っております。それでは乾杯に移りますが、ここは産廃業の集まりですので、“カンパイ”ではなく“サンパイ”で祝杯をあげたいと思います。」と述べ、樋口理事長の力強い「サンパイ！」に来場者も唱和し杯をあげた。

この後、三々五々の歓談となり、乙顔副会長の一本締めで19時50分、盛会裏にお開きとなった。

◎当日ご出席の来賓は次のとおり。（順不同、敬称略）

- 環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課長 廣木 雅史
- 協会顧問 東京都議会議員 藤井 一
- 協会顧問 東京都議会議員 神林 茂
- 協会顧問 東京都議会議員 宇田川 聡史
- 協会顧問 東京都議会議員 山崎 一輝
- 東京都 環境局 局長 大野 輝之
- 東京都 環境局 廃棄物対策部長 木村 尊彦
- 東京都 環境局 産業廃棄物対策課長 志村 公久
- 公益社団法人 全国産業廃棄物連合会 会長 石井 邦夫
- 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団 理事長 樋口 成彬
- 一般財団法人 日本環境衛生センター 理事長 奥村 明雄
- 公益財団法人 東京都環境公社 理事長 森 浩志
- 公益社団法人 全国都市清掃会議 総務部長 福島 満
- 東京廃棄物事業協同組合 理事長 豊城 勇一
- 首都圏廃棄物事業協同組合 理事長 小出 英昭
- 株式会社 循環資源研究所 代表取締役所長 村田 徳治
- 協会顧問 芝田稔秋法律事務所 所長・弁護士 芝田 稔秋
- 協会 名誉会長 児玉 安彦
- 協会 名誉会長 吉本 昌且
- 協会 相談役 小池 久米雄

★制度の動き★

自走式機械設備の耐用年数の短縮 17年 ⇒ 8年

昨年9月、都議会自民党、公明党に対する政党要望として提出し、また、（公社）全国産業廃棄物連合会として国等に要望していた「廃棄物処理業で使用されている自走式作業用機械設備の法定耐用年数の短縮」については、「平成25年度税制改正大綱」（自由民主党、公明党1月24日決定）において、現行の17年を8年に短縮することとされました。

なお、今回の税制改正では、企業向けとして

- ①賃上げの促進 ⇒ 法人税について、増やした人件費の1割分を減税
- ②中小企業の交際費 ⇒ 経費として認められる額を年600万から800万に
- ③研究開発減税 ⇒ 差し引きできる額を、税額の2割までから3割までに
- ④設備投資減税 ⇒ 機械や装置の購入額の3%を法人税から差し引けるなどの内容が含まれています。

また、環境省関係の税制改正の概略は下表のとおりです。

平成25年度環境省関係税制改正について（早見表）

事項名	税目	概要
税制全体のグリーン化の推進	環境関連税制	○
環境関連投資促進税制（グリーン投資減税）の拡充・延長	法人税、所得税	○ (2年延長)
コージェネレーション設備に係る課税標準の特例措置の創設	固定資産税	○
住宅ローン減税の拡充	所得税	○ (4年延長)
住宅の省エネリフォームに係る投資型減税の拡充・延長	所得税	○ (5年延長)
住宅の省エネリフォームに係るローン型減税の拡充・延長	所得税	○ (4年延長)
既存住宅の省エネ改修に係る固定資産税の軽減措置の延長	固定資産税	○ (3年延長)
バイオエタノール等揮発油に係る課税標準の特例措置の延長	揮発油税、地方揮発油税	○ (5年延長)
低公害車用燃料供給設備に係る課税標準の特例措置の延長	固定資産税	○ (2年延長)
廃棄物処理業用設備に係る法定耐用年数の短縮	法人税、所得税	○ (現行17年→8年に短縮)
対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録における狩猟税の税率の特例の延長	狩猟税	○ (3年延長)
汚染廃棄物等の処理施設の設置に係る簡易証明書制度（譲渡所得の課税の特例）	所得税、法人税	○
試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充	法人税、所得税	○
被災自動車等に係る自動車重量税の特例還付措置の延長	自動車重量税	○ (1年延長)
バイオディーゼル燃料等の軽油引取税に係る課税標準の特例の創設	軽油引取税	長期的検討

(公社) 東京都環境公社主催 平成24年度優良性基準適合認定証授与式が開催される

平成25年1月23日(火)14時から、公益財団法人東京都環境公社の主催による『平成24年度優良性基準適合認定証授与式』が角筈区民ホール(新宿区西新宿)において開催された。今回の認定業者は86社(トライアル認定2社を含む)で、第1回認定からの総数は250社となった。来賓には、東京都環境局から木村尊彦廃棄物対策部長、排出事業者代表として東京商工会議所・高野秀夫常務理事、(社)東京建設業協会・糸川哲雄事務局長、処理業者団体代表として東京廃棄物事業協同組合・豊城勇一理事長と当協会・高橋俊美会長が招かれた。



認定証授与式参加者

まず認定業者を代表して、産廃エキスパート認定者から(株)鈴徳、広陽サービス(株)、(株)東亜オイル興業所の3社、産廃プロフェッショナル認定者から総合商社桂商店(株)、(株)アンカーネットワークサービス、(株)ナリコーの3社の計6社が壇上に上がり、認定証を授与された。

続いて主催者の東京都環境公社・森浩志理事長が、「今年度の認定業者の特徴のひとつは、平均得点がさらに上昇し、水準が向上したことだ。循環型社会の構

築のために健全な廃棄物業界の発展は不可欠であり、廃棄物業界がこれまで以上に信頼性が高く循環型社会に貢献する業界として適正処理の確保のみならず、リサイクルや資源化の向上、環境・循環産業としての役割を果たすことがさらに求められている。本日認定された皆さまには業界の模範となっただき、循環型社会構築に向けたリーダーとして活躍していただきたい。」と挨拶した。

続いて木村部長からは、「東京都の第

三者評価制度の特徴は、第三者機関(東京都環境公社)が現地調査を行って処理状況や施設等について確認をしていること、またPDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)で常にレベルアップするシステムになっていることだ。今回の制度改正では、認定の有効期間中にプロフェッショナルからエキスパートに昇格する機会を設けた。一方、認定の取得がどれだけ仕事(排出事業者)の獲得に繋がっているか、という課題は残っている。都庁の中でも廃棄物の発注部局に周知活動しているものの、オール都庁で一律の基準にするためには認定業者がまだ少ないというのが現状であるが、少しずつ進みつつある。今後は国や関係機関にも第三者評価制度の活用を働きかけていきたい。」と挨拶があった。

また、高野東京商工会議所常務理事は、「改正処理法により排出事業者責任が強化された。排出事業者が廃棄物処理責任を履行するための第一歩は、優良な処理業者を選定することであり、その意味から本認定制度は重要な指標となっている。認定業者の皆さまには他の企業に模範を示していただきたい。」と挨拶した。

記念撮影に続き、弁護士の佐藤泉氏による記念講演が行われた。講演概要は次のとおり。

『産廃業者のコンプライアンスとCSR活動』

廃棄物処理法の規制強化の背景には、行政の立場としては、廃棄物の適正処理のためには排出事業者が優良な処理業者を選ぶことが必要であるという観点があ



佐藤弁護士

ります。これに対し排出事業者の立場からすると、許可を持っているということは選ばれているはずで優良であるべきだ、また悪質な処理業者の摘発は行政が行うべきで、排出事業者が処理業者を監査するのは難しいという気持ちだと思います。一方、処理業者の立場からすれば、真面目に取り組んでいる方がたくさんいるのに、一部の不法行為に世の中の目が集まってしまうため、悪質な業者は排除して欲しいという気持ちがあるでしょう。そうすると、行政も排出事業者も処理業者も、廃棄物処理法は厳しい方が結果として悪質な業者がなくなるのではないかとということで、法律の強化はみな望んだ結果であるとも言えます。

排出事業者責任が強化され、契約書の締結、マニフェストの交付、現地確認の努力等が求められていますが、ほとんどの場合、処理業者が契約書を作成しマニフェストを持参しているのが現状で、結果としては手間も費用も処理業者にかなりの負担がかかっています。また、排出事業者の側にも専門知識がないと現地確認は難しく、処理業者としては、現地の立会いに協力しても、結局価格の安い処理業者が選ばれてしまうというジレンマがあります。

一方、処理業者への規制強化については、簡単に許可を取らせないというのが一番の規制強化といえます。品目の変更や施設の拡大など時代にあった処理施設をつくりたくても上乗せ条例や自治体の

要望などもあって簡単に許可がとれませんが、また最近の動きをみると、ほとんどの行政処分は欠格要件による取消しが圧倒的な数を占めています。

こうした背景の中、新たな優良性評価基準ができ、東京都は独自の基準で産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル制度を行っています。

廃棄物処理業者は、このような規制強化に懸命に対応しているわけですが、規制強化への対応だけでよいのでしょうか。法律を守ることは当然ですが、取り組むべき様々なCSRがあります。

まず、顧客満足を高めるためのCSRをどう考えるかが事業活動の中では一番重要です。顧客満足を高める、即ち、どうしたらもういちど契約してもらえるかという、好感度（感じが良いと思われること）、新鮮さ（他とは違う新鮮な驚きがあること）、確実性・信頼性が必要で、さらにこの3つを手順化することが重要です。

次に大事なのは従業員の意欲を高めるCSRです。このポイントは、まず公平であること（ズルをしている人の方がウケが良いということになると士気が下がる）、やる気のある人を評価すること、また社長が労働安全に敏感で一人の事故も出さないという意識があること、さらに会社が倒産しないという将来性といった要素が従業員の中に浸透することが重要です。こうした手順を作るときにトップダウンだけでなく、従業員の声を活かしながら（ボトムアップ）企業経営をすべきです。大事なことは、具体的な手順に反映していくことです。

顧客がいて従業員がいれば会社がうまくいくのかというとそうではなくて、経営者が新鮮な気持ちを持ち続けることが実は一番大事なことではないでしょうか。経営者にお話を聞くと、共通して言えることは「経営者は孤独だ」ということです。お客さまにはできるだけ奉仕する、従業員には公平である、と対応していると自分一人が孤立してしまい本音で話したり相談する相手がない、ということが経営者の意識を低める要素になっているようです。孤独感をどうやって新しいエネルギーに変えるか、そこで必要なのは、業界交流、異業種交流、勉強会への参加、独学の時間を持つなど、仕事の中での孤立感・閉塞感を克服して、もう一度顧客満足と従業員満足に意識を向ける、この循環のパターンを持たないと壁にぶつかってしまうことがあると思います。

さらに、廃棄物処理業は特殊な業界で、地域住民との対話が不十分だと年中監視されたり通報されたりといった悪循環になる可能性があります、行政とのコミュニケーションが足りないという難しさもあります。事故が起きてから信頼関係を作ろうとしても絶対にうまくいきません。日頃からの交流が大切で、挨拶やお祭りへの参加、寄付、清掃活動に参加するなど、何ができるかを手順に落とし込んで必ずやるのが大事です。そして、何か起きた時には早く通報することも重要です。

こうした様々なCSRをどう展開するかをいつも考え、手順にすることが企業の成長につながると思います。

では、排出事業者が喜ぶCSRとは何で

しょうか。排出事業者が何を求めているか考え、廃棄物の内容を理解したうえで分別方法を助言するなど共同で検討するようなコミュニケーション、有価物回収の手順を確立しマニフェストや契約に反映させていくなど、「廃棄物からの卒業」を視野に入れることも重要です。

ただし、こうしたノウハウを排出事業者や従業員にどこまで説明するかは難しい側面もあり、相手によって理解できる情報と求める情報が違う場合があります。難しい説明はいらさないから、きちんとやってくればよいという排出事業者もいれば、いろいろなことを教えてほしいという人もいます。従業員にもレベルの違いがあり、現場作業だけ教えるべきか、経営的な発想から従業員を教育すべきか、こういうことを悩むのが経営そのものであり、その回答はひとつではありません。様々な方法を試行錯誤することが、現在廃棄物処理業に求められていることです。また、情報は相手がどのように活用するか理解して提供しないと、場合によっては一方通行になったり間違った使い方をされてしまうこともあります。何を営業秘密とするのか、情報をどう保護するのか、ということも廃棄物処理業には必要なことなのです。

最近起こった事例として、埼玉県ホルムアルデヒド事件においては、排出事業者がどこまで情報を提供する義務があるかが問題となりました。排出事業者は十分に情報を提供したと言い、処理業者はそんなことは聞いていないといっています。どちらが悪いのか、ということではなく事件が起きたことが問題で、事件が

起きると、事件に関係のない排出事業者と処理業者に影響を与えます。どのように情報提供の義務を果たすべきか、廃棄物処理法の改正につながるのではないかとして現在議論されています。廃棄物処理法には事前に情報を確認しろとありますが、受け取って見ないと何が入っているのかわからないのが現状で、事故を防ぐにはどうしたらよいか、廃棄物処理の問題です。

フェロシルト事件（廃棄物をリサイクルした土壌改良材の販売は不法投棄に該当するとされた）では、大阪地裁が事件を起こした化学メーカーの元役員3人に486億円の株主代表訴訟を認めました。これは元役員に個人財産から会社への支払いを命じるということで、最も金額が高かったのは元社長ではなく元副工場長でした。元副工場長が検査結果等の情報を隠していたためです。

事件が起きるたびに規制が強化されます。法令を先取りした事故防止が経営者に求められているのです。議事録や手順書を作成して自社の取組を記録しておく、さらに第三者の意見を求めることも有効です。

日本の法律は世界の中でも大変厳しいものとなっていますが、これは世界的な流れです。こうした中で、一歩でも優良な業者になろうとする会社が増え続けています。顧客満足・従業員満足・経営者が意欲を自分で高めるというプラスの循環を作る努力が、廃棄物処理業のCSRであると考えています。

(公財) 日本産業廃棄物処理振興センター主催

今年度より新たに開催

「排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース)」

平成25年1月29日(火)13時30分より秋葉原UDX NEXT1 (千代田区外神田) に於いて、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センター主催による「排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会 (基礎コース)」が開催された。受講者は98名。開会にあたり同センター理事長・岡澤和好氏が「日本の廃棄物規制は世界でも類をみないほど厳しいものだ。排出事業者の皆さんも、不適正処理をすれば自社の信用を傷つけ、罰則を受け、経済的負担を被ることとなるので、産廃処理の適正化に気を配られていることと思う。日廃振センターでは各方面からの要望により排出事業者向けの講習会を始めることとなった。まだ始めたばかりなのでいろいろなご意見をいただければありがたい。」と挨拶した。



■第一部 廃棄物処理法の基礎

廃棄物処理法とはどんな法律か、産業廃棄物とは何か、産業廃棄物の処理とはどういうことか、産業廃棄物の排出事業者は誰か、の4項目について具体的事例を紹介しながら講義があった。この中で、産業廃棄物の不適正な処理が行われる理

由として、産業廃棄物は排出事業者にとって価値がないものであり、その処理に多くのお金をかける気にはなれず、できるだけお金をかけずに自分の目の前から産業廃棄物が消え去ることを望むことになりがちである、また通常のものやサービスの売買と違い、産業廃棄物処理というサービスは、サービスの対象である産



廣部氏

業廃棄物も売り手(処理業者)に渡され、その後の処理は売り手に任されるため、買い手(排出事業者)はサービスの品質や産業廃棄物の行方に関心を持たないからだ、と

いった説明があった。

また、排出事業者の責任については2つの側面があるとして、第一に産業廃棄物を排出しながら事業活動を行っていることに関する責任、第二に排出した産業廃棄物そのものに対する責任について解説した。

■第二部 産業廃棄物管理と実務



村田氏

事業者は製品を製造しながら廃棄物も同時に“作りだしている”のであるから、廃棄物の性状や量について知っているのは排出事業者

であり、その処分方法を決めるのも排出事業者である。従って廃棄物処理の中心はあくまで排出事業者であるとし、他人に処理を委託する場合の条件、委託できる相手、産業廃棄物処理委託契約、マニフェスト等、産業廃棄物を管理するための実務について講義があった。

最後に、「モノづくりは廃棄物づくり」であることを自覚して、今から考えていく企業が求められるとした。

■東京都の優良業者認定制度

講義終了後、東京都環境局廃棄物対策部・松本好郎氏から、東京都における優



松本氏

良業者認定制度の説明があった。排出事業者責任が法改正を含め強化されていく中、信頼できる処理業者を選択することがますます重

要になっており、東京都への問い合わせも増えている。東京都は第三者評価制度を構築し、排出事業者に信頼できる処理業者情報を提供することはもちろんであるが、排出事業者に優良な業者を選択してもらうことで、廃棄物の適正処理の推進、健全な産業廃棄物処理・リサイクルビジネスの発展を目的としているとして、第三者評価制度の概要、都評価基準等について説明した。

また、評価項目は毎年見直し、年々厳しくしているため、相当な遵法意識を持った業者でないと認定されない、としたうえで、この制度の活用事例として大手ゼネコン(認定を受けていることを指定業者の要件としている)、大手病院(感染性廃棄物の処理委託先を認定業者から選定している)の例をあげた。

最後に、認定制度は処理業者が不法行為等を行わないことを保証するものではなく、排出事業者の委託基準やマニフェストの確認義務が免除されるものではないが、少しでも安心できる認定業者に処理を委託することによって、産業廃棄物の適正処理に協力してほしい、と呼びかけた。

講師：振興センター講師

第一部 廣部 充美 氏

第二部 村田 弘 氏

VII. 産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について

2. 契約方式の解説

2-1 産業廃棄物の処理に係る契約の基本的考え方

産業廃棄物の処理に係る契約方式の基本的な考え方は、以下のとおり。

- 環境負荷の低減、適正な産業廃棄物処理の実施等の観点から、温室効果ガス等の排出削減に係る取組、優良認定への適合の評価等による裾切り方式を採用。
- 事業者の温室効果ガス等の排出削減に向けた取組等の評価に当たっては、産業廃棄物の収集運搬から中間処理、最終処分各処理過程における温室効果ガス等の排出削減により、大気・水・土壌、騒音、振動等の各環境質の保全を考慮。
- 事業者の産業廃棄物の再生利用及び適正な処理の実施に関する能力や実績等の評価に当たっては、産業廃棄物を資源として捉えた循環的利用への取組状況や産業廃棄物処理業者の優良認定への適合の評価を考慮。
- 処理する産業廃棄物の種類や再生資源化の種類などの特性を踏まえつつ、具体的な条件については調達者において設定。

2-2 裾切り方式

本契約方式に係る基本的な考え方を踏まえ、具体的な裾切り方式について、以下に示す。

以下の2つの要素をポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格を与えることとする。

- ① 環境配慮への取組状況
- ② 優良基準への適合状況

各要素の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ、以下の観点から適切に判断の上、設定することとする。

ここで、本裾切り方式は、事業者の多様な環境への負荷低減に向けた取組を積極的に評価するとともに、複数の項目によるポイント獲得手段を確保する等の観点から、複数の評価項目のすべてを満足することを求めるものではないが、入札実施主体の判断により、特定の評価項目を満たすことを必須とする(業務請負条件)項目を設定することもできることとする。ただし、公正な競争確保に配慮する。

産業廃棄物の処理に係る契約方式の検討に当たっては、価格のほかに価格以外の要素(環境負荷低減に向けた取組等)を評価の対象に加えて評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式が最善とされた。しかし、現時点では具体的な温室効果ガス等の環境負荷削減効果を算定できないこと等から、最も環境負荷の低減要素と価格のバランスがとれているものの特定が難しいため、産業廃棄物の処理に係る契約において総合評価落札方式の採用は困難であり、当面裾切り方式を採用するものとする。今後、産業廃棄物の処理における温室効果ガス等の環境負荷削減効果に係る知見の蓄積を図り、その削減効果が適切

環境配慮契約法の基本方針の変更について、閣議決定

平成25年2月5日、環境配慮契約法の基本方針の変更が閣議決定された。この法律については、平成19年11月から施行されているが、基本方針を見直すための検討を行い、昨年12月7日から25年1月4日までパブコメが実施された。

変更点は、電気の供給を受ける契約のFIT法施行に伴う修正と、これまで5つの契約類型に加え、6つ目の契約類型としての「産業廃棄物の処理委託に係る契約」の追加である。

今後は、国等における産業廃棄物の処理に係る契約において、環境配慮への取組状況、優良基準への適合状況の2つの要素でポイント制により評価し、一定の点数を上回る事業者に入札参加資格が与えられることとなる。

基本方針は、次のとおり。

国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針

〈抜 粋〉

(2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

- ・ 産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約については、入札に参加する者に必要な資格として、温室効果ガス等の排出削減に関する取組の状況並びに適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力及び実績等を定めた上で、裾切り方式によるものとする。
- ・ 裾切り方式による具体的な入札条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。

みんなが使おう！再生紙

に算定可能となった場合において、総合評価落札方式について再検討を行い、その結果を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

また、当面は優良産廃処理業者認定制度³の認定は必須項目としないが、制度が施行されて一定期間が経過した後は、認定事業者の状況等を踏まえ、必要に応じ、所要の見直しを行うこととする。

なお、民間部門においても、国等から産業廃棄物の適正な処理を含めて発注された業務について、本契約方式を参考とし、環境配慮契約の推進に努めることが望まれる。

(1) 評価項目

上記の観点を踏まえて、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式に採用する評価項目の例を表VII-2-1及び表VII-2-2に示す。評価項目はすべての契約において共通の「基本項目」（表VII-2-1）のほかに、入札実施主体の判断により、裾切り方式のオプションとして処理委託を行う相手（収集運搬業者、中間処理業者、最終処分業者）に応じて「追加項目」（表VII-2-2）を評価して加点することができるものとする。

なお、以下の評価事例において、中間処理業者の再生利用の取組については、熱回収の実施のみを例示しているが、入札実施主体の判断により、産業廃棄物の種類に応じた再生利用方法、再生利用率等を必須項目として仕様書に盛り込むことや評価項目として設定することも可能である。（表VII-2-1及びVII-2-2：省略）

(2) 具体的な配点例

評価項目の区分値・配点及び裾切り下限値については、入札実施主体がそれぞれ適切に判断の上、設定することが基本である。以下では、産業廃棄物処理の処理フロー、処理委託を行う相手が異なる事例について、産業廃棄物の処理に係る契約に関する裾切り方式において評価ポイントの満点の60%以上⁵の事業者に入札参加資格を与えることとした場合の、産業廃棄物処理業者の業態別⁶の具体的なポイント制の評価項目、区分・配点例を示すこととする。

以下では、処理フロー、処理委託の相手が異なる次の3事例を例示する。

【事例1】収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合

【事例2】運搬は排出事業者（入札実施主体）が自ら行い、中間処理のみを委託する場合で、中間処理業者のみの入札を行う場合

【事例3】直接最終処分を行う場合で、収集運搬業者と最終処分業者の入札を一括して行う場合

【事例2・3】：省略

⁵ 裾切り下限値＝評価ポイントの満点×0.6。例えば75点満点の場合、下限値は45点（75点×0.6＝45点）、100点満点の場合、下限値は60点（100点×0.6＝60点）となる。

⁶ 各業態により、評価項目及び評価内容が異なることから同じ配点とはしていない。

【事例1】収集運搬と中間処理を委託する場合で、収集運搬業者と中間処理業者の入札を一括して行う場合の評価項目・区分・配点の例

○収集運搬業者

【基本項目】

収集運搬業者との契約（委託契約A）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況を評価する。基本項目に係る具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-3のとおりである。なお、表VII-2-3に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は75点である。

- ① 事業者共通の評価項目として、環境/CSR報告書の作成・公表、温室効果ガス等の削減計画の策定・目標の設定及び公表、全従業員への定期的な研修・教育の実施を評価し、最大25点を獲得
- ② 優良産廃処理業者認定制度への適合状況を評価し、最大50点を獲得⁷

⁷ 優良産廃処理業者認定制度の認定事業者は個別評価を省略して50点を獲得する。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者は優良適性（遵法性）の評価において減点対象となる（以下同じ）。

表VII-2-3 基本項目のみを評価する場合の評価区分・配点例

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR報告書	環境/CSR報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性） ^注	特定不利益処分を5年間受けていないこと ※新規参入から5年に満たない事業者は0点とする。ただし、特定不利益処分を受けてから5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。本配点例のように本項目の配点が10点の場合は「-5点」となる（表VII-2-16参照）（以下同じ）。	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足 ※事業に参入した時点から3年に満たない事業者は「直近3年」を事業参入時点からの経過年数に読み替える（以下同じ）。	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
合計	—	75

※注：特定不利益処分を受けた時点から5年に満たない事業者（特定不利益処分を受けた新規参入後5年未満の事業者を含む）については、優良適性（遵法性）の項目の点数を「マイナス『配点の50%』」とする。本配点例（配点が10点）の場合は「-5点」となる（表VII-2-16参照）（以下同じ）。

【追加項目】

入札実施主体の判断により、収集運搬業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。

表VII-2-4 収集運搬業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
① 環境に配慮した運転・管理	ア～エのうち3項目以上実施の場合	5
ア. エネルギー使用実態の把握等	ア～エすべて実施かつ情報公開又は認証	10
イ. エコドライブの推進措置		
ウ. 点検・整備の自主管理基準		
エ. 輸送効率向上のための措置		
② 低燃費車の導入割合 （平成27年度燃費基準達成車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
③ 低排出ガス車の導入割合 （平成17年規制以降の適合車）	20% 以上 50% 未満	5
	50% 以上	10
収集運搬業固有の取組（小計）	—	30
合計	—	105

収集運搬業者との契約（委託契約A）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③収集運搬業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-4のとおりである。なお、表VII-2-4に例示した収集運搬業の評価ポイントの満点は105点である。

③ 収集運搬業固有の環境配慮への取組として、エコドライブの推進、車両点検・整備の実施状況、低燃費・低排出ガス車の導入状況等を評価し、最大30点を獲得

○中間処理業者

【基本項目】（省略）

【追加項目】

入札実施主体の判断により、中間処理業固有の取組（追加項目）を評価する場合を以下に示す。なお、中間処理業者の再生利用の取組に関する評価等については、前述のとおりである。

表VII-2-6 中間処理業者の評価区分・配点例（追加項目についても評価）

評価項目	区分（評価）例	配点例
① 環境/CSR 報告書	環境/CSR 報告書の作成・公表を実施	10
② 温室効果ガス等の排出削減計画・目標	削減計画策定・目標設定及び公表を実施	10
③ 全従業員への研修・教育	全従業員に対し定期的な研修・教育を実施	5
事業者共通の取組（小計）	—	25
① 優良適性（遵法性）	特定不利益処分を5年間受けていないこと	10
② 事業の透明性	インターネットによる情報公開の実施	10
③ 環境配慮の取組	環境マネジメントシステム認証取得	10
④ 電子マニフェスト	電子マニフェストへ加入、利用可能	10
⑤ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益等の財務基準満足	10
優良認定への適合状況（小計）	—	50
① 低公害型建設機械の導入割合 ^{注1} （排出ガス対策、低騒音・低振動対策）	20% 以上 50% 未満 50% 以上	5 10
② 熱回収の実施 ^{注2}	処理に当たって熱回収を実施	10
中間処理業固有の取組（小計）	—	20
合計	—	95

注1：低公害型建設機械の導入割合については中間処理に当たって、建設機械を使用する場合に評価項目として設定するものとする。

注2：熱回収の実施については中間処理に当たって、焼却処理を実施する場合に評価項目として設定するものとする。

中間処理業者との契約（委託契約B）については、①事業者共通の環境配慮への取組状況、②優良基準への適合状況の評価（上記【基本項目】参照）に加え、③中間処理業固有の環境配慮への取組を評価する。具体的な評価項目、評価区分及び配点の例は、表VII-2-6のとおりである。なお、表VII-2-6に例示した中間処理業の評価ポイントの満点は95点である。

③ 中間処理業固有の環境配慮への取組として、処理に当たって熱回収を実施（焼却処理を実施する場合に設定）、低公害型建設機械の導入状況（建設機械を使用する場合に設定）を評価し、最大20点を獲得

なお、収集運搬業者と中間処理業者が同一事業者である場合は、収集運搬業及び中間処理業の得点をそれぞれ評価して、ともに裾切り下限値以上であることが必要である。

2-4 優良基準への適合の評価

契約の入札参加要件の評価における裾切りに使用する事業者の優良基準への適合状況の扱いについては、以下のとおりとする。

表Ⅶ-2-15 優良基準への適合状況に関する評価項目及び評価基準

評価項目	評価基準
優良適性（遵法性）	従前の産業廃棄物処理業の有効期間（優良確認の場合は申請日前5年間）において特定不利益処分※注を受けていないこと。
事業の透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、産業廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。
環境配慮の取組	ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること。
電子マニフェスト	電子マニフェストシステムに加入していること。
財務体質の健全性	①直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。 ②直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。 ④最終処分業者にあつては、特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※注：特定不利益処分とは、廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号イ～ハに掲げる不利益処分の中で、施設の許可取消処分その他、事業の停止命令や、施設の停止又は改善命令、不適正処理の改善又は措置命令等がある。

2-3 事業者の環境配慮への取組の評価

契約の入札参加要件の評価における裾切りに使用する事業者の環境配慮への取組の評価については、公正な競争の確保を前提に、以下のとおりとする。

(1) 事業者共通の環境配慮への取組

表Ⅶ-2-13 環境配慮への取組に関する評価項目及び評価基準（事業者共通）

評価項目	評価基準
環境/CSR報告書	環境/CSR報告書を作成・公表していることを評価。 環境/CSR報告書とは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号。環境配慮促進法）第2条第4項に規定する環境報告書 ⁸ をいう。
温室効果ガス等の排出削減計画・目標	事業活動に伴い排出される温室効果ガス等に関する排出削減のための計画の策定及び削減目標の設定（総排出量、削減量、処理処分重量・体積当たりの排出原単位の低減も含む）を行うとともに、年間1回以上当該計画の実施状況及び目標の達成状況をウェブ等適切な方法により公表していることを評価。
全従業員への研修・教育	全従業員に対する産業廃棄物の適正処理、環境配慮への取組（温室効果ガス等の排出削減のための措置を含む）等に関する研修・教育の年間実施計画を策定し、当該計画に従って定期的（年間1回以上）に各種研修・教育を実施（実施結果を記録に残すことが必要）していることを評価。

(2) 業態固有の環境配慮への取組

表Ⅶ-2-14 環境配慮への取組に関する業態固有の評価項目及び評価基準例（追加項目）

評価項目	評価基準
収集運搬業者	
環境に配慮した運転・管理	「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 ⁹ 」（平成25年2月閣議決定）の輸送に係る判断の基準（モーダルシフトの実施に係る判断の基準を除く）を満たすことで評価。 ①エネルギーの使用の実態、エネルギーの使用の合理化に係る取組効果の把握が定期的に行われていること。 ②エコドライブを推進するための措置が講じられていること。 ③エネルギー効率を維持する等環境の保全のため車両の点検・整備を実施していること。 ④輸送効率の向上のための措置又は空車走行距離の削減のための措置が講じられていること（備考6エに掲げる措置 ¹⁰ を除く）。 ⑤上記①については使用実態、取組効果の数値が、上記②～④については実施の状況がウェブサイトをはじめ環境報告書等により公表され、容易に確認できること、又は第三者により客観的な立場から審査されていること。
低燃費・低排出ガス車の導入	低燃費車については、収集運搬車両全体に占める平成27年度燃費基準達成車の導入割合で評価。 低排出ガス車については、収集運搬車両全体に占める平成17年度以降の排出ガス規制適合車の導入割合で評価。
中間処理業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。
熱回収の実施 【処理に当たって熱回収を実施する場合に評価】	調達対象となる産業廃棄物の処理に当たって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第15条の3の3に定める熱回収施設設置者の認定を受けている施設であること、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の6第2号又は第3号に規定する設備を用いて熱回収が行われていることで評価。なお、第3号設備を有する場合にあつては、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル（平成23年2月）（環境省廃棄物リサイクル対策部）」において示された用途を対象とする。
最終処分業者	
低公害型建設機械の導入 【処理に当たって建設機械を使用する場合に評価】	産業廃棄物の処理の用に供する「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」及び「排出ガス対策型建設機械の指定制度」により指定された建設機械、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定の運用」により指定された低騒音型建設機械、低振動型建設機械の導入割合で評価。

注：誌面の都合により、2-3・2-4の掲載順を入れ替えた。

東京都 BCP 策定支援事業

事業概要

専門コンサルタント派遣により BCP 策定を支援します

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災は、東北地方に甚大な被害をもたらすとともに、製品や資材の供給途絶、電力不足による計画停電など、首都東京の経済に大きな影響を及ぼしました。

東京都では、平成 22 年度から東京都 BCP 策定支援事業を実施しており、平成 25 年度も、都内中小企業及び中小企業団体等を対象に、専門コンサルタント派遣により事業継続計画（BCP）策定を支援します。

事業継続計画（BCP）とは

自然災害など不測の事態から会社を守る計画です

BCP（Business Continuity Plan：事業継続計画）は、緊急事態を想定し、事業・業務の早期復旧・継続のために必要な対応策をまとめたものです。大地震、火災、水害、新型インフルエンザの大流行等、様々なリスクが中小企業を取り巻く中、万が一の事態から企業・団体を守る備えとして非常に有効です。東日本大震災でも、壊滅的な被害を受けながらも BCP によって事業を継続させることができた会社がありました。

BCP 策定の
メリット

- 1 不測の事態から人の命を守る
- 2 不測の事態から会社を守る
- 3 不測の事態への備えによる信用力、営業力の強化
- 4 業務の効率化、部門横断連携力の強化

平成 25 年度の主な変更点

1 募集企業・団体数の増加

平成 24 年度 75 社・団体 ⇒ 平成 25 年度 120 社・団体

2 防災セミナーの実施

平成 24 年 11 月に修正された「東京都地域防災計画」や、平成 25 年 4 月から施行される「東京都帰宅困難者対策条例」における中小企業の役割などを説明するとともに、BCP 策定など参考となる中小企業の取組について、紹介する予定です。

- ◆対象 都内中小企業、中小企業団体等
- ◆規模 年 2 回 1 回あたり 100 社・団体

お問い合わせ先

本事業所管部署
東京都産業労働局商工部経営支援課
TEL 03-5320-4783 FAX 03-5388-1465

委員会報告



青年部（有吉部長）

平成 24 年 1 月 18 日（金）15 時より 10 名の幹事により幹事会が開催された。

まず、今後の行事予定として研修委員会からは来月の新春勉強会について、コミュニケーション委員会からは有志によるボランティア活動についての報告があった。

続いて、有吉部長より 12 月 19 日に行われた関プロ幹事会について報告があった。今後の行事については、関プロ賀詞交歓会が 3 月 1 日に山梨県で開催される。また、来年度は関プロ結成 10 周年にあたるため、6 月 21 日に 10 周年記念事業を行うこととし実行委員会を立ち上げるが、東京青年部としては会場の手配と当日の受付を依頼される予定となるため協力をよびかけた。

また、平成 25 年度も参加を予定しているアースデイについて協議した。当日の役割については今年度の反省をふまえ、来年度は 5 人程度のグループでローテーションをまわすこととした。

また、幹事の参加者については前日準備も含めた参加可能日について割り振りを行った。アースデイの内容については今年度同様に環境教育をテーマとし、参加者へフェイスペインティングを行うこととした。

最後に青年部 20 周年記念事業について協議した。矢部幹事より先日の幹事会であがっていた会場についてリサーチした内容が報告されたが、幹事の中で何人か会場についてさらにリサーチしていくこととした。また、記念事業にあわせて作成する記念誌及び記念品についての詳細は今後さらに詰めていくこととし会議は終了した。

建設廃棄物委員会（鈴木委員長）

平成 25 年 1 月 30 日（水）15 時より、11 名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、東京都の建設廃棄物適正処理部会での見学会が開催されないことになったため、委員内で検討した結果、建設廃棄物委員会主催で施設見学会を開催することとし、詳細について検討した。開催日は 2 月 28 日で、見学先は新井総合施設株式会社の君津環境整備センターとした。また、見学会後には勉強会を開催することとし、講師については東京都側へ依頼することで決定した。なお、交通手段は昨年同様の施設見学会と同様にバスを貸し切ることとした。

続いて、石綿含有廃棄物の処理についての意見交換を行ったが、問題点があれば事務局に出すようにした。また、鈴木委員長より千葉県外の廃棄物受入制限の変更

について意見がある方は提出をと呼びかけた。さらに、前回の委員会に引き続き残置ゴミについて協議した結果、建設廃棄物委員会として意見を集約していくことを決定するとともに、各市区町村へ調査をする方向で進めることとした。

最後に、各配布資料について事務局より紹介し、会議は終了した。

次回の委員会は2月28日に施設見学会を開催する予定。

～協会の主な今後の日程～

(平成25年2月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考	
2	1	金	全産廃連；第2回全国正会員事務局責任者会議 13:30～	アジュール竹芝	
	5	火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室	
	6	水	「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX	
	7	木	都受託 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00 青年部 幹事会 13:30～／勉強会15:00～／賀詞交歓会 17:30～	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX 協会会議室	
	13	水	全産廃連；平成24年度「産業廃棄物処理実務者研修会（基礎コース）」 10:00～ 広報委員会 10:00～ 収集運搬委員会 15:30～	ベルサール西新宿 協会会議室 協会会議室	
	14	木	女性部 幹事・PRチーム 「関東地域交流会」打合せ 17:00～ 中間処理委員会 15:00～	大谷清運・会議室 協会会議室	
	15	金	全産廃連・青年部協議会 幹事会／第三回全国青年部会長会議／スプリングカンファレンス2013懇親会	沖縄ハーバービューホテルクラウンプラザ	
	18	月	都受託 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	TKPスター貸会議室 上野 ANNEX	
	19	火	都受託 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	トヨタドライビングスクール 東京 会議室（立川）	
	20	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室	
	21	木	女性部 「e-Lady21のつどい」主催者反省会 12:00～ 女性部 関東地域交流会（講演会／賀詞交歓会） 15:00～ 安全衛生研修会 「産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメント推進研修会」 13:30～（研修会終了後）安全衛生推進委員会	ニューオータニイン東京（大崎） ニューオータニイン東京（大崎） エッサム神田ホール 〃	
	22	金	全産廃連；全国正会員会長・理事長会議	JRホテルクレメント高松	
	25	月	都受託 「産業廃棄物処理業者向け（入門）講習会」～適正処理の基礎知識及び実務に関する講習会～ 13:00～17:00	トヨタドライビングスクール 東京 会議室（立川）	
	26	火	常任理事会 15:00～	協会会議室	
	3	1	金	青年部 関東ブロック新春賀詞交歓会 17:30～	山梨県
		5	火	協会・都環境局・東京都医師会主催「医療廃棄物処理従事者への研修会」 13:30～	東京都環境公社会議室
		12	火	全産廃連；第12回理事会	
		13	水	常任理事会 13:30～／第302回理事会 14:30～	協会会議室
		14	木	都受託 「産業廃棄物処理業者向け講習会」～静産産業をめぐる最新状況に関する講習会～ 13:00～17:30	砂防会館 別館 会議室 シェーン・パッササボー
19		火	多摩支部 幹事会 14:00～／適正処理意見交換会 14:30～／懇親会 17:00～	立川商工会議所	
21		木	女性部 幹事会 12:00～／全体会 15:00～	協会会議室	
26	火	総務委員会／常任理事会	協会会議室		

地球温暖化対策

消えゆく世界の巨大樹木

～植物の長寿の秘密と気候変動～

2008年にスウェーデンで発見された1本のドイツウヒが、樹齢9550年と報告された。現在確認されている中では世界最長樹齢だ。屋久島の「縄文杉」は放射性炭素年代測定により、これまで信じられてきた樹齢7200年には及ばないが、それでも2000年を超えることがわかっている。なぜ植物は長生きできるのだろうか。そしていま、世界のご長寿樹木が次々と消失しているという。

ドイツウヒはヨーロッパの家庭でクリスマスツリーとして使われる針葉樹で、驚くべき長寿の理由は、自分自身を複製する能力だ。幹が死ぬとすぐ同じ根元から新しい幹が生えるため、幹の寿命は600年だが根の部分は非常に長寿になるのだという。ハワイに分布するコケの1種もクローンという繁殖方法で5万年間生育している可能性があるという。

動物も植物も、1個の受精卵から出発し、細胞分裂を繰り返すことによって成長する。植物の細胞は、動物細胞には無い硬い細胞壁で覆われ動くことができないかわりに、死んだ細胞の外側に新しい組織をつけ加えて頑丈な構造体となり、生きている限り成長を続ける。樹齢5000年の木でも実際に生きている細胞の寿命は30年ほどで、実は、大部分が死んだ細胞からできているのだという。また、針葉樹の樹脂が発するフィトンチッドという成分が、木材を腐朽させる微生物の活動や害虫を抑制するのに有効で、木の寿命に深く関係している。一方、動物の場合、分裂細胞と呼ばれる特定の細胞だけが分裂能力を維持し、その他の細胞は一定以上分裂しなくなる。動物の体の器官は1つか2つずつしかなく、大部分の動物は失った器官を再生させることができないが、植物では同じ器官（葉や花）がたくさんあるので、数枚の葉が虫に食われてもすぐに死んでしまうことはない。

そもそも生物が生きているということは遺

伝情報を伝え広めることであり、「生物の個体はDNAの乗り物」であって、個体が長生きするかしらないかは大きな問題ではないのだという。新しい乗り物に乗り換える方が有利か、同じ乗り物を長年使う方が有利かは簡単には決められないのだ。針葉樹が繁栄した中生代は現在より地球全体が温暖湿潤だったが、その後の新生代になって気候が大きく変動した。寒冷化と乾燥化が進む厳しい環境では、長く生きる体制よりもすばやく成長して子孫を残す方が有利だ。進化した広葉樹は、より複雑な構造を獲得したが寿命は短命化した。

人間の寿命が長くてせいぜい120年ほどなのに対し数千年も生きる樹木は、古来から信仰の対象ともされてきた。古く大きな木々は、鳥や動物の棲家となり、膨大な量の炭素を貯蔵し、生態系にとって非常に重要な役割も果たしている。近年、急激な気候変動や森林伐採により樹齢100年以上の巨木が通常の10倍のスピードで消失していることが世界中で報告されている。人間が文明を築く以前からそこにあったかもしれない植物たちを、私達は是非とも守っていかなければならない。

(吉本 花子 記)

《参考》『植物はなぜ5000年も生きるのか』(鈴木英治著・講談社刊)、ナショナルジオグラフィックニュース



女帝の世紀の後継者選び

講習会では息抜き話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

働く環境を良くしないと人材確保もままならない。とりわけ産廃処理業の場合労働災害の発生率も高く、若者とりわけ女性には魅力のない世界と見られていると思ったら、意外にもそうではないという。今や女性の時代と言われ、様々な作業現場にも女性が進出し、女性の起業も多いと言う。女性が活躍出来ないような会社は伸びないどころか潰れるとさえ言う人もいる。幸いなことに、産廃処理業にも女性の進出が目立つようになってきた。ということは、産業廃棄物業界も安泰か。

産業廃棄物協会に女性部があるところも増えつつあり、協会によっては一番元気なのが女性部だという。昨年の「産業廃棄物と環境を考える全国大会」では、プレイベントとして関東地域協議会女性部会主催の『e-Lady21のつどい』が実施され、好評を博し全国大会の盛り上げに一役かっている。

一方、産廃協会の役員にどれだけ女性がいるかとなると、まだまだ数は少なく、東京の場合でも22名中3名に留まっている。しかし、女性経営者や各社の女性社員のパワーには将来を拓く可能性が感じられ、女性たち・女性部の活力によって産廃協会全体の活性化につなげて行こうという協会もあるようだ。

21世紀は女性の時代、ということは、これまで女性の力や地位が注目される状況ではなかったということだ。第二次世

界大戦後新憲法の下、男女平等が叫ばれ、経済社会の発展と相俟って、ようやく女性の活躍に希望をつなぐ時代を迎えたのだ。しかし、歴史を見ると女性の地位が低下したのは、戦国の世が治まるころの話で、豊臣秀吉の妻ねねや前田利家の妻まつのところまでは、奥方にもかなりの実力があつたようだ。そもそも日本の国の始まりを考えると、神話の世界では天照大神、古代史では邪馬台国女王卑弥呼と、大変な女性がトップにいたらしい。

だが、それは神話や日本の一部の王であったということだ。ところが、現代の日本に繋がる律令国家や天皇制の成立するころ（昨年は編纂1300年で注目が集まった古事記ができた頃）をみると、日本という国のトップに女性が就いていたという。実は、1300年前の頃は「女帝の世紀」といわれる時代だったのだ。今で言う会社のトップ、知事や市長というのではなく、天皇が名実ともに国のトップであった時代の女帝の世紀（推古天皇が即位した592年から称徳天皇が没した770年までの179年間に、女帝が在位していた年数は95年に及ぶ）なのである。天皇が名実ともに国のトップであった時代なのだから、女帝なんて単なる「つなぎ」ではないかとの声もあるが、女帝の世紀と言われるほどの状況は、それだけではとうてい説明出来ない。

日本列島の「女王」の始まりは倭国の女王卑弥呼と言うことになるが、その辺りの話は別の機会に譲るとして、ヤマト王権から天皇制に到る時代の初期の王位継承についてみると、王位は兄弟間で継

承されており、必ずしも長子が即位するとは限らなかった。また、王位継承候補者には女性が入っていなかったようである。そして王位継承に争いが生じ、古事記や日本書紀には兄弟殺しの伝承も多い。こういった記事を読むと、産廃処理業のオーナー社長が、息子たちをどう育て、誰にあとを継がせ、兄弟の役割分担をどう収め、会社の力を削がれることのないようにしていくか、相当悩み、腐心しておられるだろうなと思ったりする。

ところで、天皇＝国王位の継承には、群臣の支持も強く関係しており、兄弟間の争いは有力氏族にとっても命運を左右しかねない問題であった。やがて、兄弟間の争いが起こらないよう、より安定的な王位＝皇位継承の枠組みが考えられ、「大兄」という仕組みが生まれた。多くの兄弟（王子）の中から大兄を定め、大兄が複数あるときの方法としてやがて「太子」制が生まれたが、太子制が制度として確立するのは大化改新（645年、今では乙巳【いっし】の変と称することが多い）後である。

さて、ヤマト王権の最初の確実な女王＝女性天皇は推古天皇である（592～628年）。兄弟間で王位継承される時代に突如女性国王が生まれたわけだが、その頃の新しい天皇が選ばれるプロセスをみると、①新天皇は群臣の推挙によって選ばれる（もちろん王族に限られる）。②もう一つは年齢である。即位年齢を調べると、ヤマト王権の首長に求められる統治能力からみて妥当とされた資格年齢は30代後半ということになるそうだ。ここで注意を要するのは、王族男子だけでなく、候補者には皇后経験者の女性もあげられていたようである。現代でも（特に産廃業者の場合）、社長夫人が会社の経営に参画することも多く、「おやじさ

ん」に万一のことがあった場合「おかみさん」が社業を引き継ぎながら息子達を育成して行くパターンがある。皇后経験者といっても、それなりの政治的に重要な役割を演じていた女性である。

日本最初の女帝である推古天皇の場合、夫の敏達天皇が亡くなった後、弟の用明天皇、異母弟の崇峻天皇と続いた後、王位継承者候補の一人となった。他の候補者は聖徳太子として有名な厩戸（うまやど）皇子、竹田皇子、押坂彦人大兄であり、いずれも天皇の子ではあったが30歳代という年齢資格に達していなかったのだ。

群臣の推挙という点では、時の崇峻天皇を暗殺するほど力のあった蘇我氏の娘の子供である推古は最も有力と言えた。血筋だけでなく、皇后経験者の推古は、夫・敏達の死後、おじ蘇我馬子とともに政治的に重要な働きを演じていたといわれる。皇子とともに皇位継承者となり得た皇后経験者はそれまでにもいたが、推古の場合、政治的能力が認められ、蘇我氏主導の群臣からの推挙で日本最初の女帝となったようだ。

当時は、生前に譲位するということがなかったため、後継者争いが発生し、しかも厳しいものとなった。そこで、①統治能力＝年齢や政治的活動経験、②群臣の推挙、群臣＝オーナー社長以外の有力役員・社員達の推挙、という後継者の基準が出来たというわけだが、これには現代に通じる合理性がある。そして、何よりも今日の私達に後継者選びは、男女を問わずに、早めに計画的に対処して行くことが望ましいことを教えてくれているのではないか。

*女帝の誕生については、吉村武彦「女帝の古代日本」（2012年岩波新書）。

会員情報

〈代表者・名称・住所等変更のお知らせ〉

- ・掲載は届出順
- ・社名下のカッコ内は会員番号
- ・変更内容に表示してある頁数は会員名簿（平成24年8月31日発行）の掲載頁

(株)日本感材銀工業組合 231ページ

(No.188) 【旧住所】〒141-0022 東京都品川区東五反田3-15-5
島津山ハウス2E

【旧電話番号】03-5422-8292

【旧FAX番号】03-5422-8909



【新住所】〒141-0031 東京都品川区西五反田2-6-3
東洋ビル2F

【新電話番号】03-6821-0244

【新FAX番号】03-3557-8823

(株)御美商 71ページ

(No.2096) 【旧代表者名】代表取締役社長 加賀 祐司



【新代表者名】代表取締役社長 越智 晶

(株)大地 166・217ページ

(No.4192) 【旧住所】〒254-0005 神奈川県平塚市城所552番地

【旧電話番号】0463-51-2111

【旧FAX番号】0463-51-2113



【新住所】〒259-1302 神奈川県泰野市菩提7-1

【新電話番号】0463-74-0055

【新FAX番号】0463-74-0033

(株)ジャパン・リサイクル・システム 127・200ページ

(No.3133) 【旧代表者名】代表取締役 中野 美砂子



【新代表者名】代表取締役 砂川 直輝

(有) アーク 156・209ページ

(No.1158) 【旧電話番号】03-3522-5665

【旧FAX番号】03-3521-6866



【新電話番号】03-5647-6693

【新FAX番号】03-5647-6694

◎ 新 人 会 員 紹 介 ◎

(株)エムケイケイ

代表取締役 小林 一明

賛助会員 商社

〒103-0028 東京都中央区八重洲1-5-5

☎03(3278)6078

表紙の言葉

篠原風鈴本舗は大正4年創業のガラス風鈴工房である。創業者の篠原又平氏が江戸時代から続くガラス工房で修行し独立、2代目・儀治氏、3代目・裕氏はともに江戸川区無形文化財保持者として、伝統の技を今に伝えている。写真は、ガラスに息を吹き込んでガラス玉を製作中の裕氏。「宙吹き」という技法で、型を使わず全て手作りしている。まず口玉という小さなガラス玉を作り、その上にもう一度ガラスを巻いて風鈴本体を作る。口玉を切り落とした部分が鳴り口となる。篠原風鈴本舗では、鳴り口をあえてギザギザのまま残す。ここがツルツルだと舌（ふり管）が触れても音が出ないのだ。計算されていない凹凸が生み出す手作り風鈴の音色は、1つとして同じものはない。裕氏は「音がトラブルの原因ともなる現代ですが、風鈴の音に涼を感じ、季節を楽しむ豊かな感性は日本人特有のもの。文化や伝統を守り育てるのは、気持ちに余裕を持ち、人生の楽しみを味わおうという心意気のお客様達なんです。」と話してくれた。

風鈴のルーツは唐で古いに用いられた「風鐸」が仏教伝来とともに日本に伝わったものとされる。いつ頃から夏の風物詩となったか定かではないが、気温や湿度の上昇で疫病が広まりやすくなる夏に、魔（疫病）除け道具の風鐸が“暑気払いの器具”として次第に定着したと見られている。ガラス製の風鈴は享保年間（1716年～1736年）に長崎で発祥し、はじめは大名や豪商に珍重された贅沢品だったが天保年間（1830年～1843年）には江戸で安価なガラス風鈴が発売されて庶民もその音を楽しんだ。

江戸風鈴 (有)篠原風鈴本舗 <http://www.edofurin.com>

所在地 東京都江戸川区南篠崎町4-22-5

電話 03-3670-2512 / FAX 03-3677-2552

事務局だより 年が明け、新年会、賀詞交歓会が続いているうちに早くも2月になってしまった。少しは暖かくなってくるかなと思っていたところ、関東地方でも1月には雪が2回降った。そのうちの1月14日は思いのほかの積雪であった。天気予報では「大したことはないでしょう」ということであったので、すぐに止むだろうと思い、車で知り合いの家に出かけた。ところが、午前中だけでかなりの雪が降り、道路に影響が出始めるところでやっとの思いで自宅に帰って来ることができた。ゆっくり、恐る恐るアクセルの踏み具合を調節したのが功を奏したようだ。雪道は、車を完全武装できたとしても走りたくないなあと思いつつ、止むなく走らなければならない方々には、大変申し訳ないと感じた。タクシーでの事故もあったようだ。お客さんから依頼され、仕方なく出車し、事故に遭うという状況があったと聞いた。事故が発生するとタクシー会社は、車が使えなくなるばかりでなく、修理費用もバカにならないと

いう。こういう時は、いっそのこと車を出車させないのが賢明なのだと言っていたが、そのとおりかもしれない。危険を察知した場合は、思い切った決断とスピードが重要なのだ。
危険といえば、昨年12月、P社に賠償命令が出された。平成17年の事故が発端になり、P社、修理業者、T社が損害賠償を求められた事件であり、記憶されている方も多いのではないだろうか。その中で気づいたことがある。それは、このような事故で20人も尊い命を落とされているということである。湯沸かし器の火が付きにくいということと安全装置を使用しないようにしていたということである。本末転倒も甚だしい。人命が第一であることは誰もが思っていることである。問題は、実施・実行においても人命が第一であるということだ。筐子トンネル事故もこの考えがあれば防止できたのではないかと思うとやり切れない気持ちになる。安全第一、人命第一で余裕をもった仕事をしていきましょう。

(井野)



編集後記

気温の低い日も多く、降雪も例年以上ですが、木々たちには、はやくも弥生の気配が感じられる時季に入ってきました。協会も新法人化前の最後の月を迎えます。年度の切り替えのこの時期は何かと気忙しい感覚を覚えるような気がします。グローバル化の進展で、一部の大学では秋入学への試行が始まるようです。そうなるのと決算の時期もグローバル化してくるのでしょうか。現行法人としての最後の総会へは、多くの会員の皆様に参加頂きました。感謝申し上げます。政治情勢が変わったせいかもしれませんが、ここ数年と比較して、賀詞交歓会の雰囲気も幾分華やかだように感じましたが、皆様にはどのように感じられたのでしょうか。

中締めを担当させて頂きました折にちょっと触れさせて頂きましたが、2020年の夏季オリンピックの開催都市が決定となる年でもあります。都民

の支持率が決定への鍵でもあるように報道されていますのでその点を申し上げました。一体感を醸成するのが難しい時代のような気がします。そういった観点では、協会・女性部が中心となったベルマークの収集活動があります。これは被災地の学校等への支援活動でもあります。時間の経過とともに支援意欲が風化しないように一体感を持って頂ければと想っています。

協会では、会長の発言にもあるように排出事業者に対する啓発活動を検討しています。その流れで、今年度から、わが業界の経験年数の浅い従事者の方々への教育支援活動を開始します。日々の業務の多忙な中で教育活動に割ける時間には限りがあるとは思いますが、出来るだけ効率的に行う方法を取っていきます。ご意見、ご注文があれば、事務局までお申し出下さい。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2013 第270号

発行人 高橋 俊 美
 企画・編集 広報 委員 会
 発行所 東京産業廃棄物協会
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
 柿沼ビル7F
 TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
 http://www.tosankyo.or.jp/
 E-mail; info@tosankyo.or.jp
 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に responding していくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
 TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
 http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

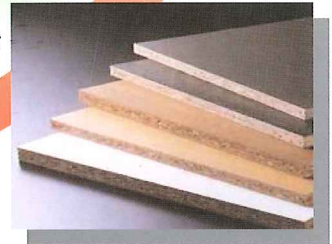
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジ株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティックス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667